令和4年2月

富士市農業委員会会議議事録

- 1.開催日時 令和4年2月10日(木) 午前 9時30分から 10時15分
- 2. 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邉 萬里 農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員 1番 望月 稔

2番 小林 由朋

3番 町田 玉江

4番 荻田 丈仁

5番 時田 修治

6番 佐野 孝則

8番 笹古 時男

9番 池野 保

11番 長尾 忠

13番 佐藤 正職 15番 鈴木 惠一

18番 涌田 充尚

19番 伊藤 博

4. 欠席委員

10番 新舟 進 14番 藤田 博史

16番 安藤 公男

5. 議事

- (1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)非農地通知の審議について
- 6.農業委員会事務局職員

 事務局長
 勝又 猛

 統括主幹
 栗田 宗明

 主幹
 野村 昌寛

 主査
 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め13番佐藤 正職君、15番鈴木 惠一君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議5号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審査から、報第6号 農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局

(事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長

最初に、議案5ページの議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

大渕地区3番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ大渕地区3番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は富士宮市との境目で、富士脳障害研究所附属病院から東に100mくらいのところにあります。申請者は申請地周辺でブルーベリーを栽培している方です。申請地の西側にある宅地と建物を譲り受けて作業場へと改築していますが、そこ入るには北側の宅地部分を通るしかないことに加え、高さが一段高いことから、今回畑の一部を作業場と農地への進入路として転用したいとのことです。周辺状況からするとやむを得ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転 用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大渕地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長

次に、議案6ページの議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

伝法地区5番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ伝法地区5番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は東名高速道路の富士インターチェンジから西に300mくらいの東名高速道路の側道沿いにあります。譲受人は申請地の北側で自動車工場を営んでいる法人です。その工場の駐車場及び資材の置場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、更地となっていました。周辺はインターの近くということもあって農地転用が進んでいる地域で、申請地の隣は道路と工場であるため農地への影響は無いと思われます。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

伝法地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大渕地区6番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ大渕地区6番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は湖山リハビリテーション病院から北西に200mくらいのところにあります。 譲受人は廃棄物処理業を行っている法人です。現在この法人で駐車場として借り ている土地を返す必要があることから、今回の申請地を購入して駐車場として転 用したいとのことです。会社の規模からすると、今回の転用面積では置ききれない と思われるため、駐車場としての転用だとすると少し不思議に思われます。現地を 確認したところ、山林に囲まれた三角形の不整形地で石ころが多い場所でした。 新東名高速道路の側道に近く、周辺もほどんど農地が残っておらず影響はないと 思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転 用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

委員の話にあったように、事務局でも駐車場で大丈夫なのか確認したところ、今後拡張も考えているが、隣接地は山林のため比較的容易に可能なことから、さしあたっては今回の申請地を駐車場にしたいとのことでした。

委員(質問者)

隣接する山林の所有者は今回の譲渡人とは別の方なのでしょうか。

事務局

はい、別の方です。地目が山林のため、農地転用の許可は不要となります。

会長

大渕地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大渕地区7番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ大渕地区7番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は主要地方道一色久沢線沿いで、新東名高速道路の新富士インターチェンジの出口から1kmくらいのところにあります。譲渡人は工場も持つ茶農家でしたが、後継者がいないことから十数年前に工場をやめ、畑も人に貸しています。譲受人は東京に本社を置き、全国に関連会社がある電気工事業を行う法人です。現在この法人の富士・富士宮地区にある既存の施設が老朽化してきたことに伴い、今回の申請地を購入して事務所及び関連施設用地として使用したいとのことです。災害時における緊急対応の必要から交通の便が良く、敷地を確保できることを条件として探していたところ、今回の申請地で話がまとまったとのことです。申請地は以前は茶畑でしたが、現在は少し草が生えている程度の更地となっています。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、以前は農用地(青地)でしたが除外が完了し、現在は生産力の低い 農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件 をすべて満たすと考えます。

会長

大渕地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大渕地区8番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大渕地区8番 朗読)

会長
それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は県立富士特別支援学校から南に100mくらいのところにあります。譲受人は申請地に隣接する茶畑を所有する方です。通路及び資材置場として使用したいとの申請となります。隣接する道路工事が行われた際、歩道と申請地の間にフェンスが設置されており、現在は少し草が生えている更地となっています。土地の形状や周辺状況を考えると問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大渕地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案8ページの議第7号 農業委員会が定める別段の面積の審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ 朗読)

会長 事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。

会長 現行の40アールというのはハードルが高く、新規就農の相談などの際に困るよう なことはあるのでしょうか。

事務局 新規就農の相談は小さい面積の場合が多く、そのような場合は貸借に限られますが利用権設定での対応となりますので、40アールから30アールに下げたとしてもそこまで状況に変化はないと思われます。

委員(質問者) この面積というのは、所有している面積だけではなく、利用権などで借りている面積も含まれるのでしょうか。

事務局

経営面積ですので、自己所有面積だけではなく、利用権や中間管理機構などで借りている面積も含まれます。

委員(質問者)

新しく農業をやりたいという人がやりやすくするためには、面積は小さい方がいいと思います。できれは20アールくらいまで下げて、経営が軌道に乗ったら広げていってもらうというのはどうでしょうか。

事務局

今回の農地法施行規則第17条第1項による面積としては20アールでは要件を満たせなくなってしまうのでできません。ただ、農地の遊休化が深刻な地域として農地法施行規則第17条第2項で地域を指定すれば可能となります。基本的に集積・集約を目指しつつ、新規就農を推進するために富士宮市のように小さい面積での許可を認めるかどうかを検討していくことになるかと思います。

会長

他にご質問等ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会が定める別段の面積についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、原案の通りと致します。以上で農業委員会が定める別段の面積の審議について、審議を終わります。

会長

次に、別紙の議第8号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。

事務局から説明願います。

事務局

(事務局別紙議案 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案9ページをご覧ください。

報第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。

次に議案10ページをご覧ください。

報第6号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を 終わりとします。

続きまして議事(2)「非農地通知の審議について」の審議をお願いします。事務 局より説明願います。

事務局

お手元の非農地通知一覧をご覧ください。内容としては対象の地番と面積、それと現在事務局で把握している所有者の氏名・住所が記載されています。これは農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様に現地調査のご協力をいただいている場所のうち、山林となっていて普通の農家さんが再生することが困難だったり、木の生えている傾斜地だったりするような、非農地の判定をしていただいた場所や、事務局で航空写真などから道がなくてそこに行けないと判断した場所です。今年は主に富士川地区と須津地区になります。今年度は253筆、約21.3~クタール、132人に発送する予定となっております。参考までに昨年度は89筆、約10.3~クタールの発送を行っております。航空写真については相当の枚数となりますので、確認される場合は事務局までお願いします。また、非農地通知につきましては、山の中に農地の地目で残っているものや、傾斜がきつい荒れた茶畑などを中心に非農地としていきたいと思っておりますので、調査等の際にはご協力よろしくお願いいたします。そのような通知を行うことについてご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、原案の通りと致します。

会長

以上で、議事(2)「非農地通知ついて」の審議を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年2月10日

農業委員会会長	
同委員	
同委員	